

短期入所生活介護施設 真生園

料 金 表

【基本料金】

H30.4.1～

要介護区分	基本単価	サービス提供体制強化加算 (I)イ	夜勤職員配置加算	負担段階	居住費	食費	1日当り負担額合計 (2割負担)
要介護 1	682 (1,364)	18 (36)	18 (36)	第1段階	820	300	1,838
				第2段階	820	390	1,928 (2,646)
				第3段階	1,310	650	2,678 (3,396)
				第4段階	1,970	1,380	4,063 (4,786)
要介護 2	749 (1,498)	18 (36)	18 (36)	第1段階	820	300	1,905
				第2段階	820	390	1,995 (2,780)
				第3段階	1,310	650	2,745 (3,530)
				第4段階	1,970	1,380	4,135 (4,920)
要介護 3	814 (1,628)	18 (36)	18 (36)	第1段階	820	300	1,978
				第2段階	820	390	2,068 (2,926)
				第3段階	1,310	650	2,2818 (3,676)
				第4段階	1,970	1,380	4,4208 (5,066)
要介護 4	889 (1,778)	18 (36)	18 (36)	第1段階	820	300	2,045
				第2段階	820	390	2,135 (3,060)
				第3段階	1,310	650	2,885 (3,810)
				第4段階	1,970	1,380	4,275 (5,200)
要介護 5	956 (1,912)	18 (36)	18 (36)	第1段階	820	300	2,112
				第2段階	820	390	2,202 (3,194)
				第3段階	1,310	650	2,952 (3,944)
				第4段階	1,970	1,380	4,342 (5,334)

※ () 内は、2割負担の場合です。

単位：円

◆居住費（光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等)）

この施設及び設備を利用し滞在されるにあたり、室料（建物設備等の減価償却費等）を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額のご負担となります。

◆食費（食材料費及び調理費）

料金表に記載されている金額は、朝食・昼食・夕食の3食を提供した場合の料金です。料金の内訳は、朝食380円、昼食500円、夕食500円となっております。お客様には、提供しました食事分の食費を負担していただきます。また、食費の設定は、お客様に提供する食事の材料、及び調理に係る費用を実費相当額の範囲内にて設定しております。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額のご負担となります。

※食費は、食べる量等に関わらず皆様から一律で同じ金額をご負担していただきます。また、食事に手をつけていない場合でも、提供しました時点でその食事の費用はご負担していただきますので、予定を早めて家族様が迎えに来る際等には、前もってご連絡くださいますようお願い申し上げます。

【加算】

①サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ・・・ 18円/日

介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上の場合に加算。

②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ・・・ 12円/日

介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合に加算。

③サービス提供体制強化加算（Ⅱ）・・・ 6円/日

看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合が75%以上の場合に加算。

④サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・・・ 6円/日

利用者にサービスを直接提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員の割合が30%以上の場合に加算。

⑤看護体制加算（Ⅰ）・・・ 4円/日

常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算。

⑥看護体制加算（Ⅱ）・・・ 8円/日

常勤換算方法で利用者25名に対して看護職員1名の割合で配置。看護職員により24時間の連絡体制を確保。以上の要件を全て満たしている場合に加算。

⑦夜勤職員配置加算・・・ 18円/日

施設が設定した夜勤時間帯の介護・看護職員の配置で、1日平均夜勤職員数が最低基準を1人以上上回る場合に加算。

⑧認知症行動・心理症状緊急対応加算・・・ 200円/日

認知症日常生活自立度Ⅲ以上であり、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した場合に加算。算定は利用から7日を上限。

⑨若年性認知症利用者受入加算・・・ 120円/日

40～64歳の受け入れた認知症の利用者ごとに個別の担当者を定め、その担当者を中心に特性やニーズに応じたサービスを提供する場合に、その利用者にも加算。

⑩療養食加算・・・ 8円/回（1日に3回を限度）

医師の発行する食事せんに基づき適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、臍臓病食、脂質異常症食、痛風食、及び特別な場合の検査食を提供する場合に加算。摂取方法は経口、経管を問わない。

⑪緊急短期入所受入加算・・・（7日間を限度）90円/日

(Ⅰ) 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。

(Ⅱ) 緊急短期入所受入加算として短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として算定可能。

⑫送迎加算・・・ 184円/片道

一関市、平泉町で自宅と事業所間を送迎する場合に加算。時間帯は9:00～17:30。

⑬介護職員処遇改善加算

(Ⅰ) 基本料金から加算を含めた単位数の1000分の83に相当する単位

(Ⅱ) 基本料金から加算を含めた単位数の1000分の60に相当する単位

(Ⅲ) 基本料金から加算を含めた単位数の1000分の33に相当する単位

※介護職員の賃金改善に関する計画を作成し、必要な措置を講じている場合、(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかひとつを算定。

※サービス提供体制強化加算は、算定要件により(Ⅰ)イ・(Ⅰ)ロ・Ⅱ・Ⅲのいずれかを加算。

◆ご不明な点は、遠慮なくお問い合わせ下さい◆

地域密着型介護老人福祉施設 真生園／真生園短期入所生活介護施設

電話 (0191) 48-3384

担当：生活相談員 石川